

# 「埴町いじめ防止基本方針」 (平成26年4月1日策定)

埴町・埴町教育委員会

「いじめ防止対策推進法」に基づき、埴町がいじめ防止等の対策について基本的な方向を示し、いじめ防止が体系的・計画的に行われるよう、対策の内容を具体的に示したものです。

いじめ防止の  
基本的考え方



- 自分の命はもちろん他人の命も大切にすることを育みます。
- すべての学校において、教育活動全体を通じて、いじめ防止に取り組めます。
- 互いの存在を認め合い、心が通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりに努めます。
- 児童生徒、保護者、学校関係者その他子どもに関わるすべての大人がいじめの根絶に取り組んでいきます。

いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

「いじめ」として考えられるもの

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等を使って、いたづらや悪口など嫌なことをされる など

☆ 「いじめ」に対しては、

- (1) どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) いじわる等の「いじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険に至らせる場合がある。
- (4) はやし立てたりする「観衆」、周辺の「傍観者」にも注意を払い、集団にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにする。

という見方が大切です。

いじめ防止の対応策は

対策の観点

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 地域や家庭との連携
- (5) 関係機関との連携

埴町教育委員会では

- 福島県いじめ問題対策連絡協議会と連携します。
- 教育委員会に対応機関を条例により設置しました。

「埴町いじめ等防止対策委員会」

- ① 専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、公平性・中立性を確保します。
- ② 専門的知見から、いじめ防止等のための有効な対策を審議・検討を行います。
- ③ 学校におけるいじめの事案について、必要に応じた助言や重大事態の調査を行います。

学校では

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を策定します。
  - ① いじめの防止の措置
  - ② 早期発見の措置
  - ③ いじめに対する措置
- (2) いじめの防止等の対策組織を常設します。

外部専門家の助言も得ながら

  - ① いじめの情報があった場合は緊急会議
  - ② 関係児童生徒への聴取、保護者との連携
  - ③ 重大事態の調査 などを行います。
- (3) 児童生徒主体のいじめ防止等の取組を推進します。

埴町では

報告により重大事態や事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識や経験を持つ第三者等による附属機関を設け、「再調査」を行います。

相談窓口

- 「いじめ110番」(福島県警察本部) 0120(795)110
- 「ダイヤルSOS」(福島県教育委員会) 0120(453)141
- 棚倉警察署埴駐在所 0247(43)0049
- 人権相談窓口(埴町役場・住民課) 0247(43)2114
- 埴町教育委員会 0247(43)4050